

許可番号 03900073806

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷二丁目3番9号

氏 名 株式会社岩本商店

代表取締役 岩本 真継

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司

許可の年月日 令和6年11月1日

許可の有効年月日 令和11年10月31日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1、*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1、*2を含む。)、鋳さい、がれき類(*1を含む。)、ばいじん 以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

*1:石綿含有産業廃棄物、*2:水銀使用製品産業廃棄物、*3:水銀含有ばいじん等については、(…を含む。)の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



11/1

株式会社岩本商店

代表取締役 岩本 真継 様

高知県林業振興・環境部長

産業廃棄物収集運搬業の許可について

あなたから申請のありましたこのことについては、別紙のとおり許可されました。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同法に基づく政令及び省令の定めるところに従って、廃棄物の適正処理に努めるとともに、下記についても承知しておいてください。

記

- 1 許可を受けた事業の範囲（業の区分及び取り扱う廃棄物の種類）を拡大変更しようとするときは、変更の許可を受けること。
- 2 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとするときは、新たに許可を受けること。
- 3 事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他省令で定める事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から 10 日以内に届け出ること（別紙参照）。
- 4 産業廃棄物の処理を請け負う際には、排出事業者と書面による委託契約を締結し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムにより処理するとともに、委託契約書及びマニフェストの写しを 5 年間保存すること。
- 5 産業廃棄物の運搬にあたっては、運搬車の車体の両側面（船舶の場合は船橋の両側、船橋のない船舶は両げん）に産業廃棄物収集運搬車（船）である旨その他省令で定める事項を見やすいように表示すること（別紙参照）。
- 6 取り扱った産業廃棄物について、環境省令で定める事項を帳簿に記載すること。帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場で保存すること（別紙参照）。

産業廃棄物収集運搬業許可業者の皆様へ（法人）

～許可取得後の諸手続き及び様式例について～

*産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

平成 23 年 4 月 1 日から一つの市の区域を越えた県内で収集運搬業を行う場合、県の収集運搬業の許可を受けることで市内を含む県内の収集運搬業が可能となり、各種許可申請・届出等は県に提出することとなりました。ただし、一つの市でのみ許可を取得している場合は、合理化の対象にはなりません。

なお、次の 2 点のいずれかに該当する事業者であって高知県及び高知市の両方で許可を取得している場合、高知市内については今後も高知市に許可権限が残りますので、各種許可申請・届出等は高知県及び高知市の両方に提出してください。

○高知市で積替え保管の許可を有している場合

○高知県及び高知市の許可品目（産業廃棄物の種類）と異なる品目を高知市内で取り扱っている場合（高知市の許可の有効期限内に限る。）

1 更新許可

許可の有効期限以降も継続して業を行おうとする時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）による許可の更新申請が必要です。有効期限までに申請しなければ、現在の許可は失効します。

2 変更許可

以下①②の場合は、変更許可申請が必要です。

①取り扱う産業廃棄物の種類を追加したい。

②（積替え又は保管なしで許可を取得したが）積替え又は保管を行いたい。

3 変更届出

以下③～⑩の場合は、変更届出が必要です。変更のあった日から 10 日以内に産業廃棄物処理業変更届出書を提出してください。（但し、登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日以内）

③法人名称、所在地又は代表者が変わった。

④役員（*）、法定代理人、100 分の 5 以上の株式を有する株主（100 分の 5 以上の出資者）又は使用人が変わった。

⑤事務所及び事業場の所在地が変わった。

⑥収集運搬車（船）、駐車場の所在地が変わった。

⑦積替え又は保管施設の所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、保管上限又は積み上げることができる最高の高さが変わった。

⑧積替え又は保管施設を廃止する。

⑨収集運搬を行う産業廃棄物の種類を減らす。

⑩高知市で許可を受けた収集運搬業者であって、新たに高知市内で積替え又は保管を含む許可を取得した場合若しくは積替え又は保管を含むから除くに変更した場合。

4 欠格事項該当届出

申請者、役員（*）、法定代理人、100 分の 5 以上の株式を有する株主（100 分の 5 以上の出資者）又は使用人が欠格事項（廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イ及びハからホ）に該当した場合は、欠格事項該当届出が必要です。該当した日から 2 週間以内に欠格事項該当届出書を提出してください。

5 廃止届出

収集運搬業を廃止した場合は、廃止届出が必要です。廃止した日から 10 日以内に産業廃棄物処理業廃止届出書を提出してください。

（裏面に続く）